

通関関係書類のペーパーレス化に係る
経済産業省の交付する許可承認証等の扱いについて

平成25年10月11日
経済産業省 貿易管理課

- 税関は、本年10月13日より、これまで原本を税関に持参していたインボイスなど通関関係書類のNACCSを使用したPDFの提出を可とする運用を開始します。これに伴い、税関は申告内容についてPDFにより審査し、輸出入の許可を行うこととなります。これは、日本再興戦略¹にも記載された貿易関連手続きのペーパーレス化の一環として実施されるものです。
- 経済産業省が交付する外為法に基づく輸出許可証、輸出承認証、輸入承認証、事前確認書の本件運用上の取り扱いについては、以下の通りです。

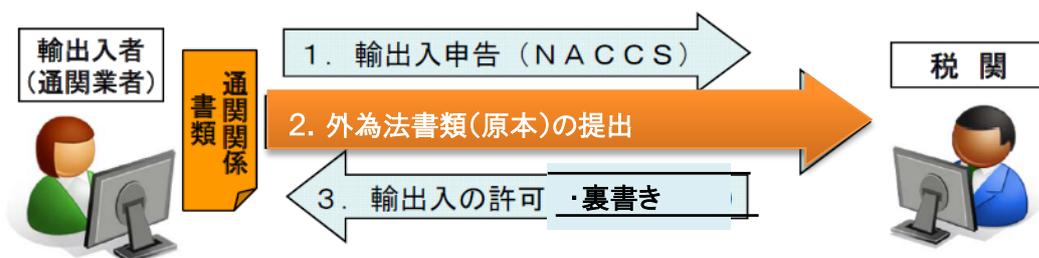
<外為法に基づく許可承認証等>

- 個別輸出許可証は、従来通りとする(PDFの税関への提出を認めない)。(図1)
- それ以外のもの(包括輸出許可証、輸出承認証、輸入承認証、事前確認書)については、PDFによる税関への提出及び税関審査を可とする。ただし、税関許可後3日以内に原本を税関に持参し、税関の確認を受けなければならない。

<上記以外の当省が定める税関提出書類>

- ワシントン条約に基づくCITES許可書については、従来の運用(図1)を継続する。
- 通関時確認の際に必要な書類として定めているものは、従来の運用(図1)を継続する。
 - ◇ ただし、輸入公表3の8の(1)~(12)中、「写し」と規定されている書類については、NACCSを使用した写し(PDF)の提出を認める。

(図1:従来の運用)



(図2:本年10月13日以降)



¹ 本年6月14日閣議決定(P78): 国内においては、本年10月までにまずは各種電子手続をNACCSに統合する等、貿易関連手続等の迅速化、ペーパーレス化を促進する。

- 裏書きが必要な承認証等をPDFで提出する場合の手順
 - ① 原本の裏書き欄に申告情報を記載する。
 - ② 上記①の原本を両面ともPDF化する。
 - ③ 上記②のPDFをNACCSを使用して税関に提出する(業務コードMSX)。
 - ④ 税関はそのPDFにより審査し、輸出入の許可を行う。
(ただし、税関が必要と判断した場合は原本による審査を行う)
 - ⑤ 申告者は、許可後3日以内に原本を税関に持参する。
 - ⑥ 税関は、審査時のPDFと照合し、問題がなければ裏書き欄に税関の印を押す。
- ※なお、包括輸出許可証には裏書きがないため、③から⑤までの運用となる。

(参考)

詳しくは、税関の HP をご覧ください。

<http://www.customs.go.jp/news/news/papreless/index.htm>

経済産業省の発行する許認可証に関するお問い合わせ先 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理課 システム相談窓口 TEL: 03-3501-0538 メールアドレス: gqfcbj@meti.go.jp

<Q&A>

① このPDF化により、輸出入者が行う経済産業省への申請手続きに何らかの影響があるのか？

→ あくまでも税関が、審査時の他法令確認をNACCSを使用し提出されたPDFで行うということであり、輸出入者が行う経済産業省への申請手続きには、添付書類も含め、何の変更もありません。

② PDFの誤使用があった場合はどうなるのか？

→ 輸出入者は、許可承認証等の原本管理と同様、PDF化された許可証等を正しく使用するよう留意する必要があります。許可承認証等の誤使用により、枠の残数管理上の誤りが発生した場合は従来通り処置いたしますので、ご注意ください。

③ 現在窓口で書面申請を行っているが、許可承認証等をNACCSを使用してPDFで税関に送付できることにより、NACCS貿易管理サブシステムによる電子ライセンスに移行する必要はなくなると考えてよいか？

→ 平成 23 年 8 月に開催した関税・外国為替等審議会²の資料によりますと、平成 29 年度以降は通関関係書類の完全電子化に取り組むこと、それまでの過渡的な措置としてPDFでの提出を実施することとされています。

その際、当省が交付する許可承認証等は、インボイス等と異なり、税関の許可後3日以内の原本確認、裏書欄への税関許可押印が必要であるため、書面の受け渡しが必要で、引き続き必要です。さらに、例えば一通の輸入承認証により連日輸入通関する場合など、正確・確実な裏書きの観点からはPDFでの枠の管理が難しいケースも想定されます。

この点、事業者や税関の間での書面の受け渡しの必要がなく、システム上で裏書きが確実に行える電子ライセンスのメリットは多大であると言えます。

当省としては、貿易管理サブシステム・電子ライセンスの利用拡大に向けた取組を今後とも進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

² 関税・外国為替等審議会 関税分科会企画部会 貿易円滑化ワーキンググループ（平成 23 年 8 月 2 日）
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_plan/material/kana230805.html